

# 群馬県動物愛護管理推進計画(第3次)

～人と動物が共生できる豊かな社会の実現に向けて～

(案)



令和2年度動物愛護ポスターコンクール最優秀賞

令和3年 月

群馬県

# 目次

第1章 動物愛護管理推進計画の考え方	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間及び対象地域	3
4 本計画のSDGs（持続可能な開発目標）への対応	3
5 計画の検証及び見直し	3
第2章 第2次計画における各施策の取組状況と課題	4
1 第2次計画の数値目標達成状況	4
2 第2次計画の行動指針に基づく取組状況と課題	5
行動指針1 動物をもっとよく知り大切にしよう	5
行動指針2 動物の習性等を理解して、適正に飼おう	7
行動指針3 「殺処分ゼロ」を目指して	11
行動指針4 災害時に迅速に動物対策を確保しよう	14
行動指針5 県民と動物の安全を確保しよう	15
第3章 第3次計画の目標と実現に向けての連携	17
1 計画の目標と最重点事項の設定	17
2 具体的なめざす姿と行動指針	18
3 個人・関係機関・団体等の役割	20
第4章 数値目標と具体的な取組	22
1 数値目標	22
2 具体的な取組	23
行動指針1：「動物のことをよく知り大切にしよう」	23
(1) 動物愛護の普及啓発	23
(2) 人材育成	23
行動指針2：「動物の習性等を理解して適正に飼おう」	25
(1) 県民や飼い主への適正飼養及び管理の啓発（最重点事項）	25
(2) 不適切正飼養者等への監督強化（最重点事項）	26
(3) 所有者等のいない猫対策の推進（最重点事項）	26
(4) 動物取扱業の適正化	27
(5) 特定動物（危険な動物）の適正な飼養・保管	27
(6) 実験動物・産業動物の適正な取扱い等の推進	27
行動指針3：「動物の命に責任を持とう」	28
(1) 殺処分の戦略的な削減（最重点事項）	28
(2) 負傷動物の収容体制の確保	29
行動指針4：「災害に備えよう」	30
(1) 災害に備えた動物救護体制の構築	30
(2) 飼い主等への災害対策の周知	30
(3) 事業者等への災害対策の周知啓発	30
行動指針5：「人と動物の共通感染症を知ろう」	31
(1) 人獣共通感染症の周知啓発	31
<参考>用語集	32

# 第1章 動物愛護管理推進計画の考え方

## 1 計画策定の趣旨

群馬県では、「人と動物が共生できる豊かな社会」の実現に向けて、動物に関わるすべての人々が動物に対する相互理解を深め、共通認識のもとで連携・協働して本県の状況に則した動物の愛護及び管理に係る施策を展開していくために、第2次計画を見直し「群馬県動物愛護管理推進計画（第3次）」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）」の改正に伴い、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（環境省告示。以下「動物愛護管理指針」という。）が令和2年4月30日付けで改正されたことから、平成25年度に策定した第2次計画を、現状を踏まえ改定するものです。

また、本計画は「新・総合計画」の個別基本計画として位置付けられています。

## 3 計画の期間及び対象地域

令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とし、中核市も含めた群馬県全域を対象とします。

## 4 本計画のSDGs（持続可能な開発目標）への対応

本計画のめざす姿	対応する SDGs	
【基本理念】 人と動物が共生できる豊かな社会	17. パートナ シップで目標 を達成しよう	
【めざす姿4】 ペットと一緒に災害を乗り越えられる社会	13. 気候変動に具 体的な対策を	
【めざす姿5】 人と動物がともに健康に暮らせる社会	3. すべての人に 健康と福祉を	

※SDGs(持続可能な開発目標)とは、国連サミットが採択した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

## 5 計画の検証及び見直し

本計画については、年に1度群馬県動物愛護普及啓発検討委員会で進捗状況の評価を行うとともに、5年後に中間評価を実施し、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 第2次計画における各施策の取組状況と課題

### 1 第2次計画の数値目標達成状況

指 標	平成24年度実績	令和5年度目標 (平成24年度実績比)	令和元年度実績 (平成24年度実績比)
犬の収容数	1,815頭	30%の減少	881頭 51.5%の減少
犬の引取数	282頭	20%の減少	75頭 74.5%の減少
猫の引取数	1,982匹	30%の減少	1,905匹 3.9%の減少
犬の返還率	35.0%	50%	56.6%
犬の譲渡率	36.3%	収 容→60% 引 取→70%	収 容→63% 引 取→31% 全 体→57.3%
猫の譲渡率	12.1%	30%	22%
犬猫の苦情件数	9,150件	20%の減少	10,202件 11%の増加

※犬猫の苦情件数については、相談の件数も含まれています。

#### <概要>

第2次計画では、犬猫の殺処分減少に向けた指標として、犬の収容数、犬猫の引取数、犬の返還率及び犬猫の譲渡率を、生活環境の保全に係る指標として犬猫の苦情相談件数を、それぞれ数値目標に設定しています。

犬の収容数、引取数、返還率については、令和元年度実績において令和5年度までの計画目標を上回る成果を挙げています。

また、犬猫の譲渡率は、犬猫ともに計画目標には到達していないものの、全体としては目標達成に向かっていきます。

一方で、課題が残る結果となっている目標もあります。

猫の引取数については高止まりの状況となっており、令和元年度実績において3.9%の減少にとどまっています。また、犬の引取数は大幅に減少しましたが、継続飼養困難な攻撃性を有する個体のほか、10歳を超える高齢個体や快復困難な疾病を有する個体の引取割合が増加しているため、引き取った犬の譲渡が非常に難しい現実があります。

犬猫の苦情相談件数については、平成24年度実績比で11%の増加となっています。増加の要因については、群馬県動物愛護センターの開設や、県民の動物への関心の高まりやトラブルの深刻化など複数考えられます。

## 2 第2次計画の行動指針に基づく取組状況と課題

### 行動指針1 動物をもっとよく知り大切にしよう

#### 県の主な取組状況

#### (1) 動物愛護の普及啓発

##### ①動物愛護週間行事

(公社)群馬県獣医師会等から構成する動物愛護ふれあいフェスティバル実行委員会で動物愛護フェスティバルを企画、立案して県内各地で開催し、毎年5千人を超える、多くの県民に参加いただきました。

##### ②動物愛護に関する研修会

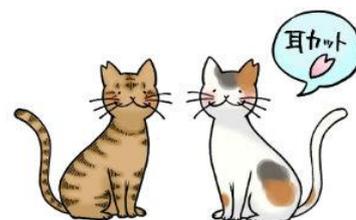
動物愛護団体との連携により人と動物が共生できる豊かな社会の実現に向けて、動物愛護団体や行政の取組について講演していただきました。

##### ③群馬県動物愛護普及啓発検討委員会

本県における動物の愛護及び管理に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため設置しています。これまでに、「所有者等のいない猫対策」「災害時対応」「効果的な動物愛護の普及」などをテーマに会議を開催し、次の施策等について委員からいただいた御意見を反映して策定等を行いました。

<群馬県動物愛護普及啓発検討委員会で検討された施策等>

- ・ 飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫対策ガイドライン
- ・ 飼い主のいない猫対策支援事業
- ・ 群馬県人とペットの災害対策ガイドライン



##### ④学校等に対する普及啓発

平成10年度から(公社)群馬県獣医師会の協力により、動物とのふれあいを通じて、「やさしさ」や「命の大切さ」を肌で感じてもらうことを目的に、「動物ふれあい推進事業」を実施しています。平成26年度から令和元年度までに、小学校及び特別支援学校については延べ1,345校、幼稚園、保育園等については延べ655園の参加がありました。

また、昭和50年度から開催している「動物愛護ポスターコンクール」には、県内小中学校から多くの応募があり、平成26年度から令和元年度までの総応募点数は58,492点となっています。

平成28年度までは広く動物愛護をテーマとしていましたが、平成29年度からは「終生飼養」をテーマとし、児童や生徒にポスター制作の中で命の大切さや飼い主責任について思いを巡らせていただき、動物愛護の思想を普及啓発してきました。

#### (2) 人材育成

##### ①ボランティアの育成

ボランティアの募集は平成27年度から実施し、これまで延べ343人に御協力いただ

いています。

対象者は県内に在住・在勤又は在学している18才以上の方を募り、主に散歩やしつけ、トリミングなどの犬猫譲渡の補助業務や、リーフレット等の配布など動物愛護の普及啓発をお手伝いいただいています。

活動に当たっては、犬猫のハンドリングをはじめとした動物の適切な扱い方に関する研修のほか、群馬県の動物愛護管理行政の理解を深めるために講習を行い、資質向上を図りました。

## ②動物愛護推進員の委嘱

地域における犬猫等の動物愛護の推進に熱意と見識のある方を、動物愛護推進員に委嘱しています。

平成26年度から令和元年度までに、延べ163人を委嘱しました。

動物愛護推進員には、地域において様々な立場で動物愛護に取り組んでいただき、研修会で行政の取組等について情報提供するほか、四半期ごとに活動状況の報告をいただき情報共有を図りながら活動を進めていただいています。

## ③研修会等の実施

動物の愛護管理行政の関係者における資質向上や情報共有を目的として、狂犬病予防及び動物愛護業務に係る市町村連絡会議を平成27年度から4回開催し、市町村の理解と協力の確保を図っています。

## 課題

### (1) 動物愛護の普及啓発

これまで県内各地でイベントや講習会を開催してきましたが、群馬県動物愛護センター、前橋市保健所及び高崎市保健所（以下、「動物愛護センター等」という。）に寄せられる苦情相談件数は増加の傾向にあります。これは、苦情相談者が当事者ではない第三者であったり、地域社会のつながりの希薄化により地域内での相互理解が進まず、人間関係がこじれてしまっていたりするなど動物に関する苦情や相談が複雑多様化し、課題解決には、より専門的知識や技術が求められるようになる中で、群馬県動物愛護センターが平成27年7月に設置され、県の動物愛護拠点として認知されたことなどが考えられます。動物に関する苦情は、相談と表裏一体であり苦情内容をよく分析し対応していく必要があります。

動物の愛護及び管理に関する考え方は多様であり、従来の啓発事業のスタイルでは参加機会に限りがあることから、今後は動物愛護センター等を核としてウェブメディアなどの新しい様式による啓発を推進していく必要があります。

また、普及啓発のターゲットの中心に据えてきた児童生徒を取り巻く環境は、感染症や飼育負担から、動物を飼育する学校の数が減少傾向であることに加え、新型コロナウイルス感染症の発生に起因する新しい生活様式の導入により大きく変化してきており、今後の方向性や取組内容について、関係者と検討を進めていく必要があります。

### (2) 人材育成

市町村に対しては、改正動物愛護管理法において、動物愛護管理担当職員の設置に努め

ることと明記されたことを踏まえ、円滑に業務が遂行できるよう育成支援を行うことが求められています。

また、ボランティアや動物愛護推進員に対しては、これまで動物と日常生活を送る上で発生するトラブルへの対応に主眼を置いた人材育成を行ってきましたが、今後はこれに加え、大規模災害に速やかに対応するための人材育成を進める必要があります。

そのほか、猫の殺処分数減少及び譲渡の推進のためには、特に離乳前の体調を崩しやすい子猫を譲渡可能日齢になるまでお世話ができるボランティアを増やしていくことが必要です。

## 行動指針 2 動物の習性等を理解して、適正に飼おう

### 県の主な取組状況

#### (1) 適正飼養及び管理の推進

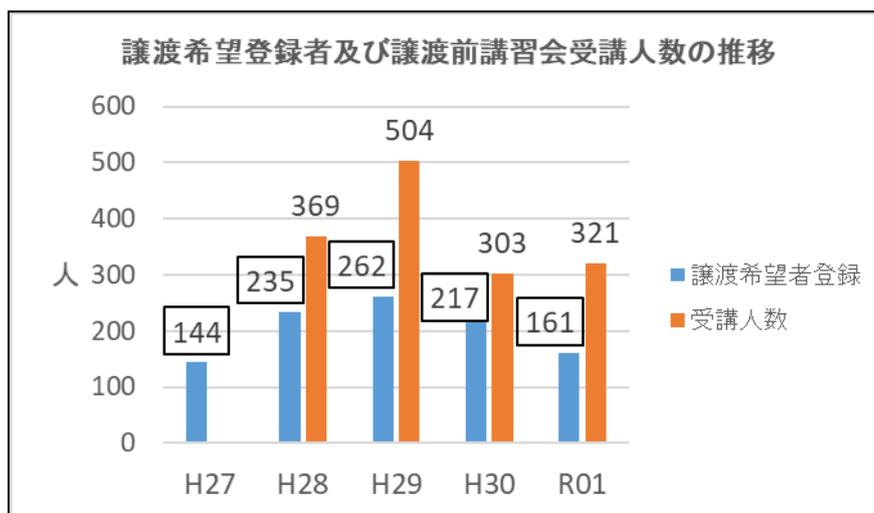
##### ① 飼い主への適正飼養の普及啓発等

犬猫の譲渡にあたり、不妊・去勢手術を徹底し、望まない繁殖を防止することや、逸走時に備えた所有明示の重要性に関することなど、模範的な飼い主になっていただくためのポイントを説明する譲渡前講習会を開催しました。

また、動物愛護フェスティバル等のイベントや、地域からの出前講座の要望に対応し、正しい犬猫の飼い方教室を実施してきました。

その結果、群馬県動物愛護センターを設置した平成27年度から令和元年度までに延べ1,019人が譲渡希望者として登録になりました。なお、講習会には家族で参加していただいているため、実際にはさらに多くの方にペットを迎えるための心構えや、適正な飼い方について啓発を行っています。

これらに加えて、ホームページや各種啓発資料を活用して、適正飼養の普及啓発に努めました。



※平成27年度譲渡前講習会受講人数は集計体制が整備されておらず未集計

##### ② 猫の適正飼養の啓発

外飼いされた猫の無責任な飼育や無計画な繁殖などに起因して、生活環境の悪化を招く

ことで近隣トラブルや苦情相談が多く発生しています。

このため、市町村、（公社）群馬県獣医師会、動物愛護団体等の意見を踏まえながら平成28年度に「飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫対策ガイドライン」を策定し、ホームページや各種イベントのほか、市町村の協力を得て地域の自治組織を通じ周知を行い、理解度の向上を図りました。

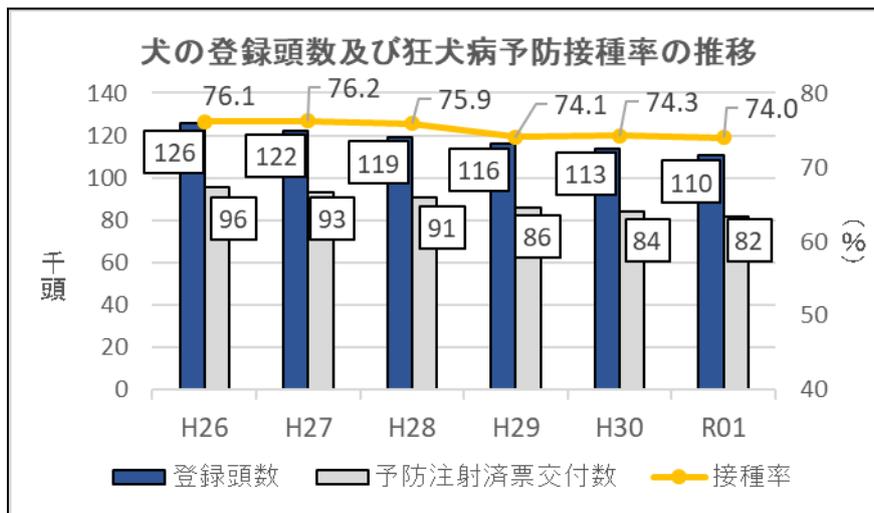
また、ガイドライン策定により、ボランティア、動物愛護推進員及び動物愛護団体等が地域トラブルに対応する際に統一的な助言指導を行うことが可能となり、地域猫活動等を実施する際の住民説明会等で活用されています。

### ③広報紙による周知

平成27年度から、群馬県動物愛護センターのボランティアを中心に、広報紙「動物愛護だより」の発行を開始し、地域猫活動や災害対策などをテーマに、県民に役立つ情報をわかりやすく説明したパンフレットを動物病院や市町村等を通じて配布し、適正飼養の啓発を行いました。

### ④犬の登録、狂犬病予防接種の周知徹底

譲渡前講習会やホームページ等で関係法令と狂犬病予防対策の必要性を説明するとともに、犬の登録、狂犬病予防接種を担当する市町村を対象とした市町村連絡会議を開催し、住民への周知を依頼しました。



### ⑤動物の遺棄・虐待の防止

警察をはじめとした関係者と広く連携し、動物の遺棄虐待防止ポスター掲示を行うとともに動物愛護フェスティバル等のイベントにおいて、適正飼養啓発の中で周知を行いました。

### ⑥人をサポートする動物の適正な飼養管理

狩猟犬について庁内の関係部局と連携し、狩猟者の講習会でチラシにより関係法令に基づく適正な管理の周知を行いました。

## (2) 動物による危害や迷惑防止行為の防止について

### ①特定動物（危険な動物）の適正な飼養・保管

特定動物については、計画的に施設の立入検査を行い、適正な飼養・保管について指導助言を行っています。

しかしながら、県内展示施設において平成28年に従業員の死亡事故、その翌年にインドネシアから来日した飼育員が重傷を負う事故が発生したことから施設等の改善を指示し、安全確保対策を徹底させました。

## ②飼い主のいない猫対策の推進

(公社)群馬県獣医師会や動物愛護団体と連携し、住民の理解と協力のもとで不妊去勢手術の実施、適切なえさやり、飼育場所の清掃などを行う飼い主のいない猫対策支援事業を平成29年度から開始しました。

令和元年度末までに延べ15地域が登録地域として活動し、350頭の不妊去勢手術を実施しました。

飼い主のいない猫対策支援の実績

	H29 年度末時点	H30 年度末時点	R 元年度末時点
累計登録地域数	4	12	15
累計管理頭数	115	333	438
累計手術頭数	94	245	350

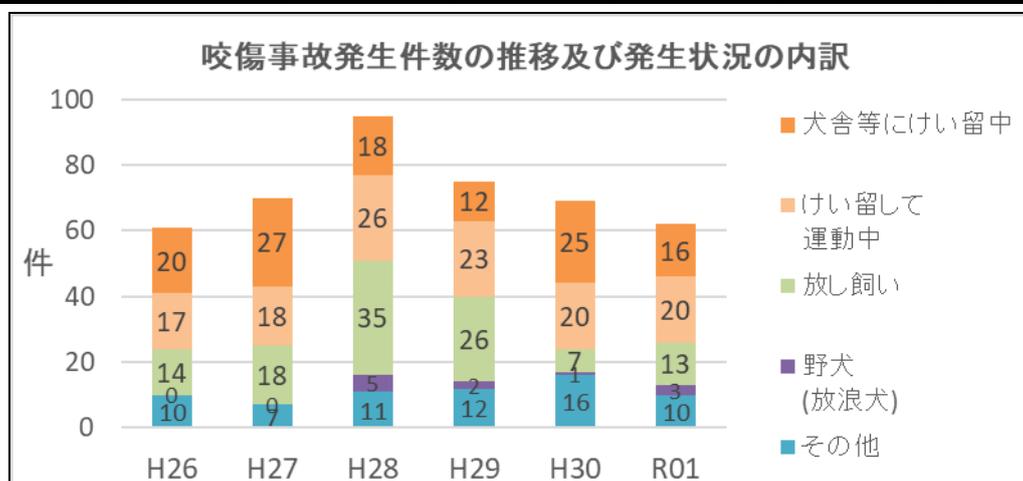
## ③犬による咬傷事故の防止

これまで動物の逸走に起因する事故の防止のために、けい留の義務やいわゆる「ノーリード散歩」の危険性や違法性について、ホームページやチラシのほか、譲渡前講習会等での説明により啓発を行い事故の発生予防に取り組んできました。

また、万が一、咬傷事故が発生したときの対応についても併せて啓発し、飼い主責任として適切に対応する義務があることを周知しています。

平成26年度から令和元年度までの犬の咬傷事故発生件数及び発生状況について

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
発生件数	61	69	93	75	69	62



### (3) 動物取扱業者の適正化

#### ①事業者に対する検査指導

新規動物取扱業登録申請時の施設調査や動物取扱業登録更新者に対する定期的な立入検査により指導を行い、購入者に対する事前説明、動物の適正な飼養保管、施設の衛生管理などについて指導を行いました。

#### ②動物取扱業者の資質向上

法令に基づく研修会を開催して、平成24年に公布された動物愛護管理法の改正内容に加え、社会情勢や受講者アンケートをもとに、「法令遵守」、「施設の維持管理や、動物の適正な取扱」、「消費者対応」、「は虫類や鳥類の適正な取扱」など、事業者の業種や取り扱う動物の種類に応じた研修内容を設定し、資質向上に向けた情報提供を行いました。併せて、実施に当たっては、複数地域での開催を行うことで、県内の事業者が参加しやすい環境の整備に努めました。

## 課題

### (1) 適正飼養及び管理の推進

飼い主に対する適正飼養については、譲渡前講習会や各種のイベント等で周知啓発を行ってきましたが、全国的に狂犬病予防接種率の低下が続いています。近年は屋内飼養が進み、犬が外に出る時間帯も減少してきたこともあり、特に若い世代の意識の低下が見られます。犬猫の逸走事例や咬傷事故は依然として一定数発生していることから、今後は、こうした屋内飼養者をはじめとした、啓発が不足していると思われる対象者への効果的な周知を進めていく必要があります。そのためには、ウェブメディア等さらに多くの方に伝わるような媒体の活用などが求められています。

また、人と動物が共生できる豊かな社会の実現に向けて、飼い主以外にも犬猫について理解を深めていただく取組が必要です。

動物の遺棄虐待については、令和元年6月に公布された改正動物愛護管理法により獣医師の通報が義務化されたことから、動物愛護センター等への情報提供が増加していくことも想定され、引き続き（公社）群馬県獣医師会、警察等との連携の強化に努めていく必要があります。

### (2) 動物による危害や迷惑行為の防止

近年、動物の不適正飼養については、動物が増えすぎて世話ができなくなる多頭飼育崩壊が問題となっており、動物の栄養不足や病気の放置などの動物虐待に加えて、悪臭などの生活環境の悪化から地域のトラブルになっています。

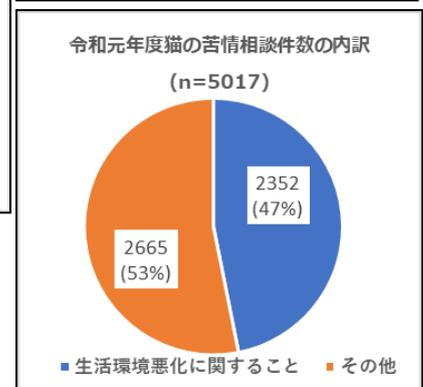
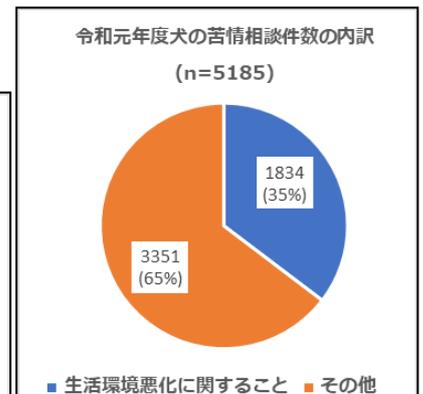
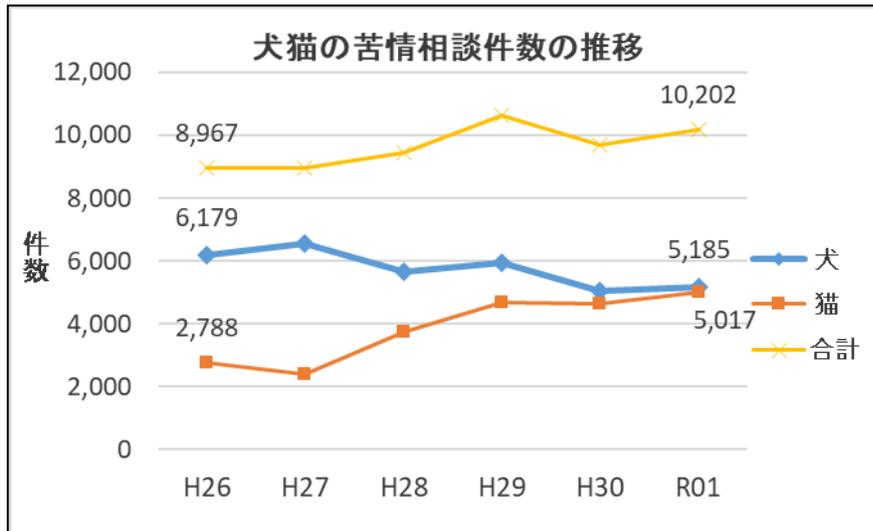
多頭飼育崩壊の問題は、飼養者が周囲から孤立し、行政等からの助言に耳を貸さないなどにより、速やかな解決が難しく、福祉部局、動物愛護団体、動物病院、警察など多方面で連携して対応することが必要です。

また、猫に関する不適切な飼養者等や無責任なえさやりを起因とする地域の苦情相談も増えています。

こうした問題の発生防止には、早期の不妊去勢手術の徹底が不可欠であることを啓発するとともに、猫の健康保持や生活環境保全のために屋内飼養をすることや、発生している所有者等のいない猫問題への対応には、糞尿管理等を徹底した上で行う地域猫活動等によ

り改善が期待できることを周知することが重要です。

周知に当たっては、言葉、文化及び慣習等が異なる外国人飼養者などによるトラブルも発生していることから、対象者にあわせた資料作成とその活用により理解を深めていく必要があります。



### (3) 動物取扱業者の適正化

改正動物愛護管理法では、動物取扱業者の遵守事項や適用業種の拡大など厳格化され、施行後3年を目処に段階的に適用されることとなりました。これに伴い、きめ細かな法令等の改正事項の周知と業者への監視指導を行う必要があります。

## 行動指針3 「殺処分ゼロ」を目指して

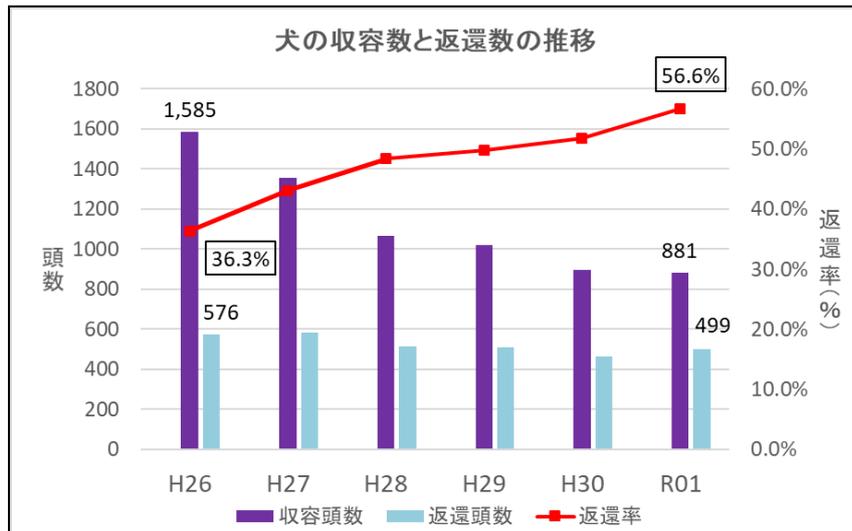
### 県の主な取組状況

#### (1) 収容した動物の返還の推進

動物愛護センター等が収容した動物の返還を推進するため、動物の写真とともに収容した場所や動物の特徴等をホームページに掲載し、情報提供の充実を図りました。

また、市町村と連携し、収容した地域の犬の登録情報からその飼い主を特定するなどのきめ細やかな取組を行って返還を進めました。

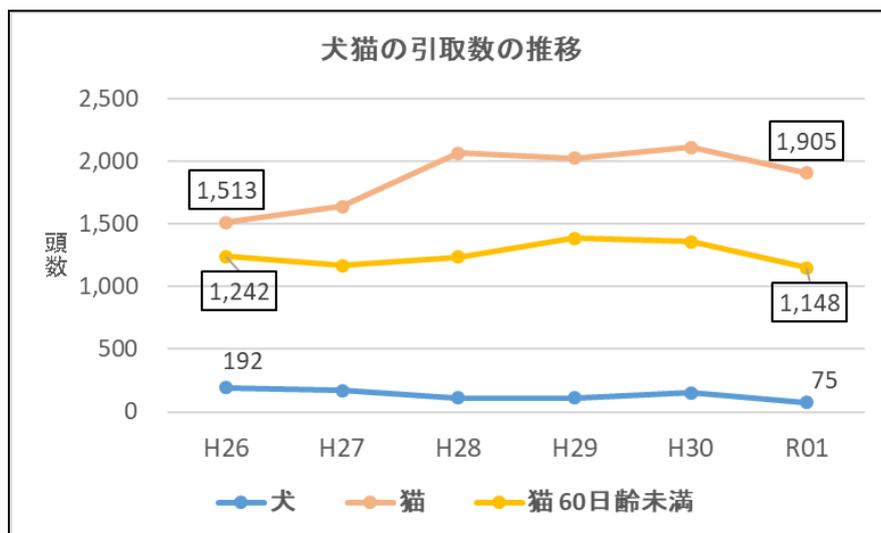
なお、動物愛護行政と狂犬病予防法に基づく登録事務を所管する中核市では、回覧板など地域の自治会等の協力を得て情報提供を行っています。



## (2) 犬猫の引取業務

県や中核市では、やむを得ない事情があると判断された場合に限り、所有者等からの申し出に対し、犬猫の引取業務を行っています。

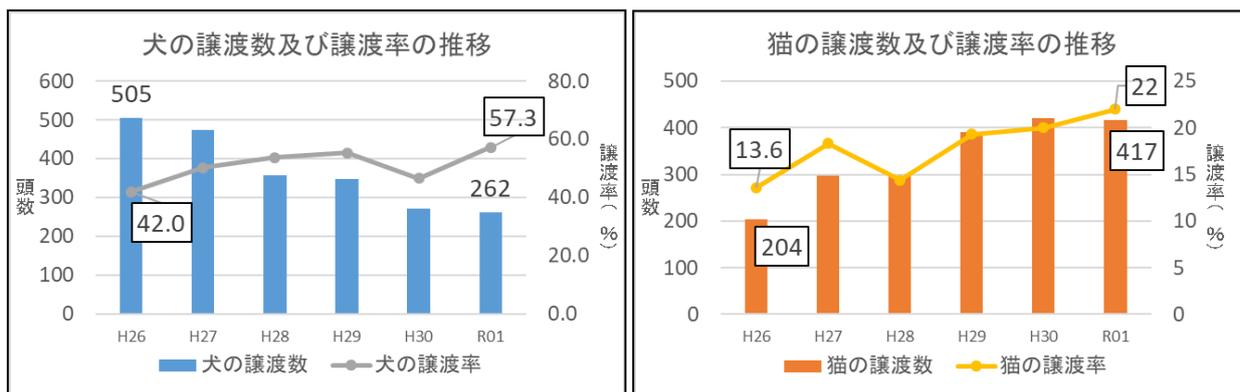
なお、平成25年度の動物愛護管理法改正により、動物取扱業者からの引取りが拒否できる旨が明記されました。こうした背景もあり、特に犬の引取数については減少傾向が続いています。一方で、猫の引取数については平成28年度以降増加しています。



## (3) 譲渡の推進

動物愛護センター等において引取りした動物や返還にならなかった動物について、健康状態や性格等を十分に観察し、環境省のガイドラインに準拠して譲渡を進めてきました。

また、譲渡先を個人に加えて、動物愛護団体に拡充することで安定的に譲渡を進めました。



平成29年度から令和元年度までの譲渡先の内訳

		H29年度	H30年度	R元年度
犬	個人譲渡数	181	148	97
	団体譲渡数	167	124	165
猫	個人譲渡数	300	308	250
	団体譲渡数	90	112	167

(4) 負傷動物の收容保護体制の強化

負傷動物については、(公社)群馬県獣医師会と連携して收容保護を行ってきました。

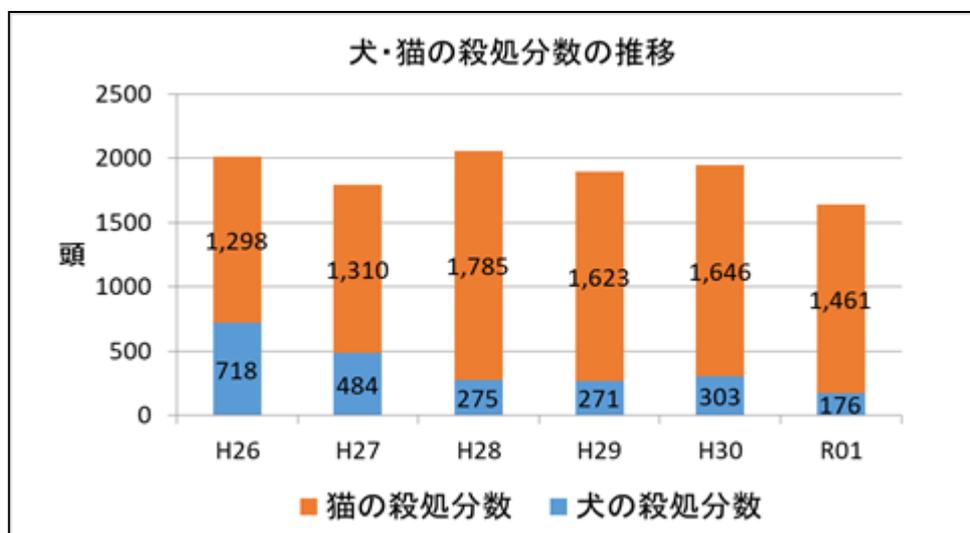
平成29年度からは、閉庁時間帯に警察で保護された負傷動物の收容を民間事業者に委託し、対応の充実を図っています。

(5) 犬猫の殺処分の状況

收容、引取りした犬猫については、飼い主への返還及び譲渡を行っておりますが、殺処分をせざるを得ない場合もあります。

殺処分数は、平成28年度をピークとしてなだらかに減少傾向へ転じています。

特に、犬の殺処分数は減少傾向となっています。猫の殺処分数についても、平成28年度以降引取数の増加に連動して増加しましたが、譲渡の推進等により平成29年度からは減少傾向に転じています。



## 課題

### (1) 収容した動物の返還の推進

ホームページによる情報提供などのきめ細やかな取組により、犬の返還率は向上していますが、返還となった動物のうち所有明示されている犬の割合は令和元年度実績で10%と低い状況となっていることから、所有明示の必要性について啓発を継続していくことが必要です。

啓発に当たっては、改正動物愛護管理法により犬猫販売業者へのマイクロチップ装着が義務化されることを踏まえて、円滑な導入を進めていくことが求められています。

マイクロチップ装着の普及に当たっては、マイクロチップを読み取ることができる場所を増やしていくことで、その場で飼い主に返還できるような取組も必要です。



### (2) 譲渡の推進

譲渡については、これまでの取組により犬猫ともに譲渡率は上昇傾向にあります。

しかしながら、猫の引取数は高止まりしており、特に幼齢猫の引取りが多いことから、不妊去勢手術、屋内飼養などの適正飼養に加えて、所有者等のいない猫に対するさらなる取組の強化が必要です。

また、犬猫の譲渡総数はほぼ横ばいとなっており、動物愛護センター等から犬猫の譲渡を受けるに当たっては、適正飼養や終生飼養のために家族構成等に一定の条件を設定しているため、新規譲渡希望登録者は減少傾向となっています。

今後は、譲渡の適正性を確保しながら、動物愛護団体への譲渡の推進に併せて、個人への譲渡を推進する取組が必要です。

### (3) 負傷動物の収容保護体制の強化

負傷動物については、関係機関と連携してこれまでの取組を継続するとともに、飼養動物のけい留や屋内飼養などの適正飼養を周知し、負傷リスクの低減を図る対応も必要です。

## 行動指針 4 災害時に迅速に動物対策を確保しよう

### 県の主な取組状況

#### (1) 災害時における動物救護対策

##### ①動物救護体制の整備

平成28年の熊本地震、平成30年の西日本豪雨、令和元年東日本台風など甚大な被害をもたらす災害が毎年のように発生しています。

県では、平成28年に（公社）群馬県獣医師会と「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」を締結しました。また、令和元年度には「群馬県における人とペットの災害対策ガイドライン（市町村編）」を策定し、環境省が推進する同行避難への対応をはじめとして、避難所におけるペット対応の推進を図っています。

## ②動物飼養者への周知

ボランティアと協力して災害対策をテーマに広報誌を作成し、動物病院や市町村窓口へ配布することで、災害に備えたペット関連用品の備蓄や避難場所の確認のほか、避難先で円滑に受け入れられるために必要な日頃の管理（ノミ・ダニの予防やワクチン接種、しつけなど）について周知を進めました。

## ③事業者等への災害対策

特定動物の飼養者や動物取扱業者に対しては、検査指導時に設備の転倒防止への対応や逸走防止対策を含めた施設確認を実施し、基準の遵守の徹底を指導しています。

### 課題

#### (1) 災害時における動物救護対策

##### ①動物救護体制の整備

群馬県地域防災計画に掲げた群馬県動物救護本部の体制整備を図るとともに、引き続きガイドラインやマニュアル等の策定、見直しを行い、災害への備えをしていく必要があります。

また、令和元年東日本台風による避難行動では、ペットの同行避難への対応が十分でない避難所があったことから、市町村に対して同行避難の体制整備を促す必要があります。

##### ②動物飼養者への周知

平時からのペットに関する災害への備えと同行避難について理解を深め、統一的に対応していただくために、県民向けの災害対策ガイドラインを策定することが急務となっています。その上で、引き続き様々な機会や多様な媒体により飼い主へ周知していく必要があります。

##### ③事業者等への災害対策

災害時には、動物取扱業者が飼養管理に支障をきたすことが想定されるため、日頃から事業者同士の連携など協力体制を整備するよう、動物取扱責任者研修や施設立入検査時等の機会を捉え、周知していく必要があります。

## 行動指針5 県民と動物の安全を確保しよう

### 県の主な取組状況

#### (1) 人と動物の共通感染症対策

##### ①調査研究及び関係機関との連携体制

近年、社会環境の変化と人の行動の多様化などにより新しい感染症が出現しています。

鳥インフルエンザウイルスが飼養鳥に感染した場合、周辺の家きん農場や野鳥への対応に加えて公衆衛生の面でも影響を及ぼすことが想定されます。

このため、県は「動物園等における飼養鳥の高病原性鳥インフルエンザ発生対応マニユ

アル」を平成30年に策定し、関係部局との連携体制を構築しました。

また、平成24年に国内で初めて感染者が発見されたSFTS（重症熱性血小板減少症候群）は、ウイルスを保有するダニによって引き起こされます。感染は、ダニからだけでなく、ダニに咬まれた犬や猫などの動物から感染することもあり平成29年には猫から人への感染による死亡事例報告もありました。

このため、県衛生環境研究所や（公社）群馬県獣医師会と連携し、動物のSFTSウイルス保有状況について調査研究を行っています。

## ②県民や事業者への情報提供

ペットの屋内飼養が増える中、過度なふれあいによる人と動物の共通感染症感染のリスクが高まっており、ペットの飼養者に対して、様々な機会を捉えて注意喚起や最新の情報提供を行っています。

「動物ふれあい教室」などの動物と触れ合う機会では、児童等に対して動物に触れたら石けん等で手を洗う、過度な接触はしない、飼育場所は定期的に掃除をするといった実践的な指導を行っています。

また、動物取扱責任者研修では、SFTSをはじめとした人と動物の共通感染症について最新の情報を提供してきました。

## 課題

### (1) 人と動物の共通感染症対策

#### ①調査研究及び関係機関との連携体制

狂犬病などの人と動物の共通感染症に対応するため、動物病院や検査、研究機関との連携を引き続き図っていく必要があります。また、新たな感染症については、これらの関係者と最新情報の共有を図り、注意事項や対策について検討していく必要があります。

#### ②県民や事業者への情報提供

ペットがより身近な存在になっていることから、人と動物の共通感染症の重要性は増してきています。また、SFTSなどこれまで特定の地域を中心に発生していた共通感染症が全国的に広がる動きがあることや、海外からの病原体の侵入も懸念されていることから、広く共通感染症の最新情報を提供していくことが必要です。

### 第3章 第3次計画の目標と実現に向けての連携

#### 1 計画の目標と最重点事項の設定

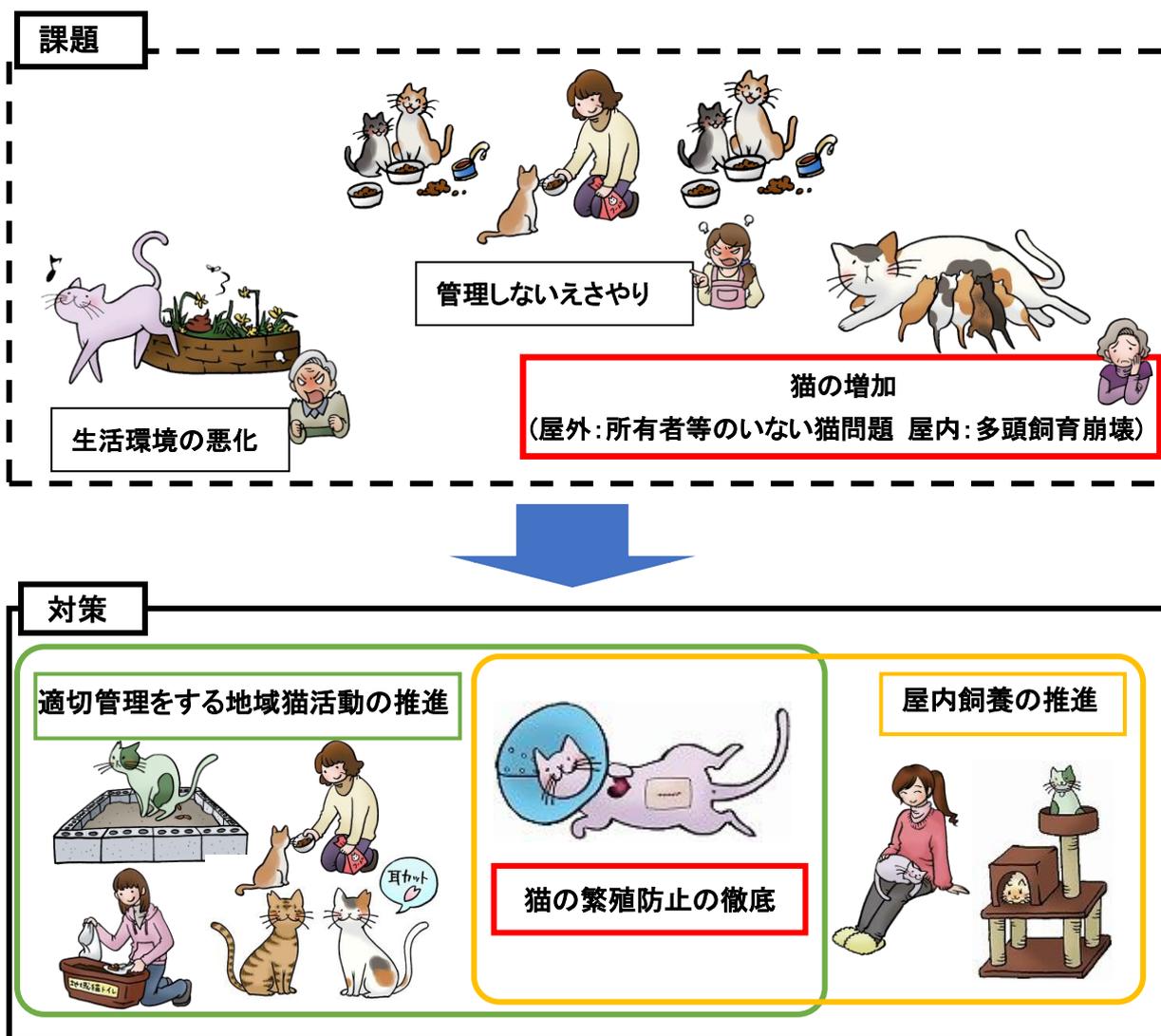
##### (1) 計画の目標

本計画では、第2次計画の目標である「人と動物が共生できる豊かな社会の実現」を継承し、その実現に向けて5つのめざす姿と、5つの行動指針を定めます。

##### (2) 最重点事項の設定

これまでの取組で所有者等のいない猫の引取数がほとんど減少しておらず、猫に関する苦情相談件数も増加傾向にあります。このことから、次の取組を本計画の最重点事項として位置づけ、一層強く推進していきます。

#### 『猫の引取数削減に関する取組の推進』



## 2 具体的なめざす姿と行動指針

### めざす姿 1 「動物の命を大切にできる社会」

動物愛護の基本は、人の命と同じように動物の命について尊厳を守ることにあります。動物の愛護と適正な飼養への関心と理解を深めていくため、めざす姿と行動指針を掲げます。

**行動指針 動物のことをよく知り大切にしよう**

### めざす姿 2 「動物が地域の一員として受け入れられる社会」

動物が人とともに生活する存在として地域に受け入れられるためには、その飼養及び管理を適切に行うことが求められます。

適正な飼養及び管理を行うことにより、動物の遺棄、周辺環境の悪化、動物による危害などの防止を図り、さらには引取数や苦情の減少等につなげていくため、めざす姿と行動指針を掲げます。

**行動指針 動物の習性等を理解して適正に飼おう**

### めざす姿 3 「殺処分のない社会」

動物愛護センター等で収容・引取りした犬や猫の命を可能な限り救うため、適正飼養の普及啓発、飼い主への返還、新たな飼い主への譲渡をさらに推進し、めざす姿と行動指針を掲げます。

**行動指針 動物の命に責任を持とう**

### めざす姿 4 「ペットと一緒に災害を乗り越えられる社会」

大規模な災害が多発する中、ペットとの同行避難の普及啓発を図り、災害発生時の体制整備を図るため、めざす姿と行動指針を掲げます。

**行動指針 災害に備えよう**

### めざす姿 5 「人と動物がともに健康に暮らせる社会」

ペットを家族の一員として暮らすことが広まる中で、人と動物がともに健康に暮らせる社会づくりに向けて、めざす姿と行動指針を掲げます。

**行動指針 人と動物の共通感染症を知ろう**

# 人と動物が共生できる豊かな社会

## 群馬県の5つの「めざす社会」

動物の命を大切に  
する社会

動物が地域の  
一員として受け  
入れられる社会

殺処分のない  
社会

ペットと一緒に  
災害を乗り越え  
られる社会

人と動物が  
ともに健康に  
暮らせる社会

## 「めざす社会」への5つの『行動指針』

動物のことをよく知  
り大切にしよう

動物の習性等を理解  
して適正に飼おう

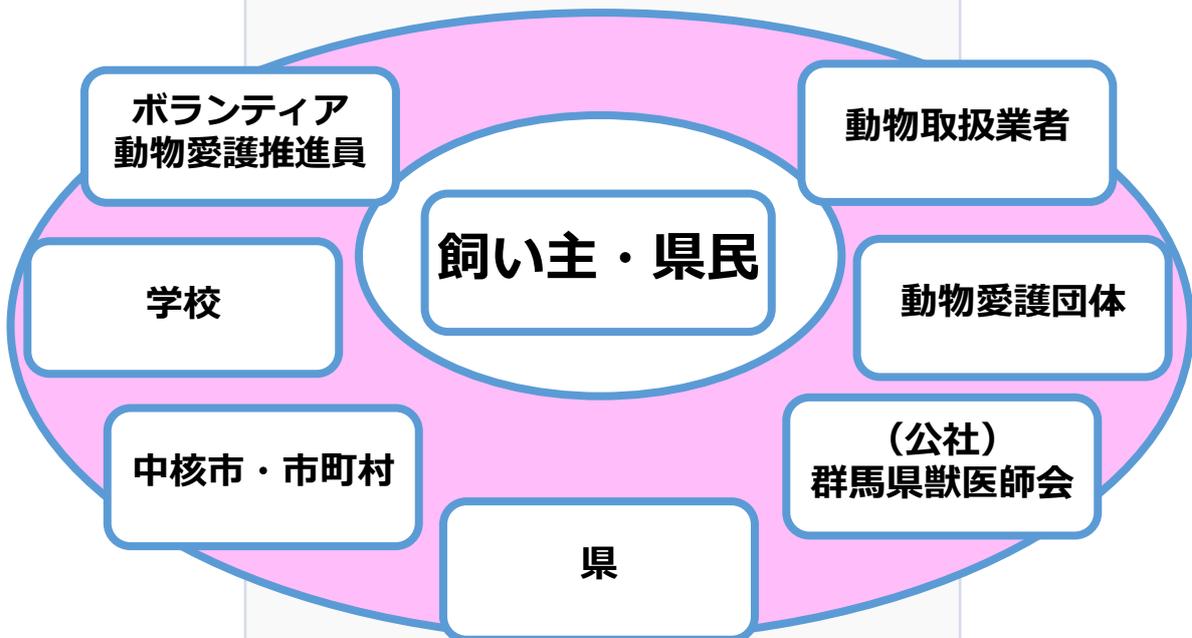
動物の命に  
責任を持とう

災害に備えよう

人と動物の  
共通感染症を知ろう

### 猫の引取数削減に関する取り組みの推進（最重点事項）

目標に向けた個人、団体、関係機関等の連携・協働



### 県内の動物の愛護及び管理に関する現状と課題

### 3 個人・関係機関・団体等の役割

#### (1) 県民の役割

県民は、動物の愛護に努めるとともに、県や市町村が行う動物の愛護及び管理に関する取組に協力することが求められています。

また、県民が動物に対して抱く意識や感情は千差万別であることから、相互理解を深め、「人と動物が共生できる豊かな社会」の実現に向け、主体的に協力することが期待されます。

地域でのペットに関するトラブル解決のために活動する際は、動物が好きな方も嫌いな方も身近にいるということを念頭において、お互いの気持ちを尊重していくことが大切です。

#### (2) 飼い主の役割

ペットの飼い主は、県民としての役割に加え、飼養している動物の愛護に努めることはもとより、法令をはじめとした守るべきルールを理解し実践するとともに、地域の一員として周囲の生活環境に配慮するなど、飼い主としての社会的な責任を持つことが求められます。

#### (3) 学校等の役割

家庭によって動物にふれあう機会は様々です。動物と関わる上で必要なルールやモラルを学ぶ場所として、幼稚園、保育園その他学校等が担う役割は重要です。

学校等は次世代を担う子供たちに、飼育動物のお世話やふれあい体験といった、動物と接する機会を確保することで、動物愛護の気持ちを育てる教育機関としての役割が求められます。

#### (4) 関係団体等の役割

##### ア 動物愛護推進員の役割

動物愛護推進員が担う役割は、動物愛護管理法において明記されています。具体的には、以下の5つがあります。

- ・犬猫等の適正飼養の重要性を地域に広めること
- ・無計画な繁殖を防止するための避妊去勢手術等に関する助言をすること
- ・所有者等からの相談があれば、譲渡のあっせんなどの支援をすること
- ・行政が行う動物の愛護や適正飼養の推進に関する取組に協力すること
- ・災害時に行政が行う避難や保護等に関する活動に協力すること

動物愛護推進員は、動物の愛護と適正な飼養管理に関する知識と熱意を持つ県民の中から選任しており、地域の動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待されています。

##### イ 動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、動物愛護管理法で定める基準を満たすと行政が認めた事業者です。そのため、事業者として、関係法令を遵守する義務があります。また、動物を飼養している事業者は、飼養者としての社会的責任も求められます。

加えて、群馬県の動物愛護を推進していく上では、動物を適切に取り扱う専門家として、ペットを飼養しようとしている人や、実際にペットを飼養している顧客のよきアドバイザーとして情報を発信する役割が期待されています。

##### ウ 動物愛護団体等の役割

動物愛護団体等は、動物福祉の向上を目的として、様々な活動を行っています。そのた

め、ペットの新たな飼い主への譲渡支援、ペット飼養者からの相談受付、地域の動物に関するトラブルの仲介など、動物愛護に関わる役割を、団体規模にあわせ広域的に担うことが期待されます。

また、近年動物愛護団体による過密飼育等の問題が指摘されていることから、適正な運営体制を築くことも求められています。

## エ (公社) 群馬県獣医師会・獣医師の役割

獣医師は、動物の生理や習性、行動などに関する専門知識を有する動物の専門家として、地域の獣医療を支えています。また、(公社)群馬県獣医師会は、こうした人材を活用し、獣医療の提供のみならず、動物愛護の分野でも様々な社会貢献事業を行っています。

今後、群馬県の動物愛護を推進するためには、これまでの活動に加え、多頭飼育・動物虐待といった問題の未然防止や早期探知に努めること、さらには災害発生時の動物救護等へ協力することなど、重要な役割を担うことが期待されています。

## (5) 市町村の役割

動物愛護管理法の中で、地方公共団体は動物愛護と適正な飼養に関する普及啓発、動物の飼養及び管理について適正な指導等を行うことと定められています。

動物に関する課題の多くは地域に密着したものであることから、改正動物愛護管理法において市町村は動物愛護管理担当職員の配置に努めることとされたことを踏まえ、人材育成を推進し、地域での課題に積極的に関与するとともに、課題解決に向けて実情に応じた取組を行うことが求められています。また、災害発生時には関係機関と協力し、ペット飼養者の同行避難に円滑に対応できるよう、平時から体制を整備しておくことが必要です。

## (6) 県・中核市の役割

県は、動物愛護及び管理に関する基本的な方向性を示し、広域的かつ統一的な事業の計画・実施、普及啓発、情報の発信、危機管理対応等を行うとともに、市町村や関係団体等の活動に対しての支援を実施する等、本計画の着実な進行を図っていきます。

また、県及び中核市は、一層の連携を図り、以下の機能を備える動物愛護センター等を中心に動物愛護管理行政を積極的に推進していきます。

### 動物愛護センター等が備える機能

- ・ 動物取扱業の登録、届出、並びに監督
- ・ 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収、立入検査
- ・ 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督
- ・ 犬猫の引取り、譲渡し等
- ・ 動物の愛護及び管理に関する広報その他啓発活動
- ・ その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務

このほか、動物愛護管理基本指針に基づき、人材育成や災害対応、多様な関係者の参画協働の拠点としての機能の充実を進めていきます。

## 第4章 数値目標と具体的な取組

### 1 数値目標

これまで計画に基づき実施してきた取組の成果や課題のほか、動物愛護管理法並びに動物愛護管理基本指針の改正内容を踏まえ、次期計画の目標を以下のとおり定めます。

指標	令和元年度実績	中間目標 (令和7年度)	計画目標 (令和12年度)
犬の収容数	881頭	15%減少	30%減少
犬の返還率	56.6%	62%	70%
犬の引取数	75頭	15%減少	30%減少
猫の引取数	1,905頭	15%減少	30%減少
犬の譲渡率	57.3%	63.5%	70%
猫の譲渡率	22.0%	28%	38%
生活環境悪化に係る 犬猫の苦情相談件数	犬：1,834件 猫：2,352件	10%減少	20%減少

※中間目標、計画目標のいずれも令和元年度実績との比較

犬の収容数について、引き続き逸走防止や所有明示率向上に取り組み、30%減少を目指します。

犬の返還率についても同様の取組を推進し、返還率70%を目指します。

犬猫の引取数について、終生飼養を原則とした安易な引取りの抑制、猫については所有者等のいない猫への対策の周知や支援の推進に取り組み、いずれも30%減少を目指します。

犬猫の譲渡率について、引き続き譲渡の推進に取り組み、犬は譲渡率70%、猫は譲渡率38%を目指します。

苦情相談に関する指標について、生活環境悪化に関するものに焦点を当て対策に取り組むことで、20%減少を目指します。

#### <指標の説明>

用語	説明
犬の収容数	住民からの通報等により、犬を収容した数
犬の返還率	収容した犬のうち、飼い主に返還した犬の割合
犬猫の引取数	動物愛護管理法に基づき、犬猫の所有者等、または所有者不明の犬猫を引き取った数
犬の譲渡率	収容し返還とらなかった犬及び引取りした犬のうち、新たな飼い主へ譲渡した割合
猫の譲渡率	引取した猫のうち、新たな飼い主へ譲渡した割合
生活環境悪化に係る 犬猫の苦情相談件数	鳴き声、糞尿被害、放し飼い、その他放浪（うろつき）等に関する苦情相談件数

## 2 具体的な取組

**めざす姿 1 : 「動物の命を大切にする社会」**

**行動指針 1 : 「動物のことをよく知り大切にしよう」**

### (1) 動物愛護の普及啓発

#### ア 動画やメディアを活用した普及啓発

スマートフォンの普及により多くの人がインターネット上の映像から情報収集を行うようになりました。

こうした情勢を踏まえ、動物愛護の啓発に当たっては、これまでのチラシやパンフレット等による啓発に加え、テレビ、ラジオ、インターネットなどメディアを活用して、動物愛護の多角的な周知を推進します。

#### イ ふるさと納税の活用

飼い主のいない猫対策支援事業などの動物愛護に関する施策充実のため、ふるさと納税を募り、これらの事業に活用します。

#### ウ 関係機関等との連携強化

動物愛護を推進するためには、多様な意見を理解し合うことが必要であることから、動物愛護の考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、幅広い分野の関係者が議論する場として群馬県動物愛護普及啓発検討委員会を引き続き開催し、関係者の連携協力のもと、動物愛護思想を普及します。

#### エ 動物愛護週間事業の開催

動物愛護管理法で定められている9月20日から26日までの動物愛護週間を中心に、イベントやインターネットを活用した啓発など、効果的な普及啓発事業を検討し実施します。

#### オ 学校等に対する普及啓発

新しい生活様式に基づく学校飼育動物とのふれあいのあり方を検討しつつ、動物の世話やふれあいを通じて、動物愛護の精神や感染症予防の知識を育む学校等での取組を支援し、引き続き啓発していきます。

#### カ 出前講座等を活用した県民への普及啓発

参加機会の地域差を解消し、希望する地域や住民の要望に対応できるよう、動物愛護の出前講座の内容を検討し、より効果的な方法で普及啓発していきます。

### (2) 人材育成

#### ア 動物愛護管理担当職員等の育成

動物愛護管理担当職員の専門的な知識や技術習得のため、国主催研修会内容の伝達など研

修の機会を設けます。

また、市町村、警察などの関係機関の職員に対して、専門的な知識や技術習得のため研修の機会を設けます。

#### イ 動物愛護推進員の活動支援

動物愛護推進員を委嘱し、地域の動物愛護や適正飼養についての助言や災害対応等、地域に根ざした活動を行えるよう研修や情報提供など活動支援を行います。

#### ウ ボランティアの育成と実習生の受入れ

群馬県動物愛護センターにおいて、引き続きボランティアを募集するとともに人材育成を推進します。育成内容については、これまで実施してきた犬猫の習性を考慮した適切な扱ひ方や動物愛護管理行政に関する講習会を継続するほか、災害対応に関する講習や図上訓練、譲渡推進のためのミルクボランティアの養成等に力を入れます。

また、次世代を担う中学生・高校生・動物専門学校生を対象に実習生を受入れます。実習を通じて動物を取り巻く現状を認識していただき、動物愛護行政に触れることで、ペットと関わっていくために必要なことを学ぶ機会を設けます。

#### エ 顕彰制度の導入

動物愛護管理行政に協力する動物愛護推進員、動物愛護団体、ボランティア等に対して功績をたたえる制度を整備します。

## ふるさと納税の使い道

群馬県では、「ぐんまふるさと納税」という名称で運用しており、幅広い寄附メニューの1つとして、『ぐんまの動物愛護推進』を指定することができます。

『ぐんまの動物愛護推進』としていただいた御寄附については、群馬県動物愛護センターでの譲渡事業や、飼い主のいない猫対策支援事業に役立てています。

ふるさと納税については申込書のほか、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」よりインターネットでもお申し込みが可能です。（令和3年3月31日時点）

### ○所有者等のいない猫への取組

- ・ 飼い主のいない猫対策支援事業  
避妊・去勢手術費用をはじめとした支援



### ○譲渡事業の推進

- ・ 譲渡のための感染症予防ワクチン
- ・ 体調管理のための薬や処置費用



## めざす姿 2 : 「動物が地域の一員として受け入れられる社会」

### 行動指針 2 : 「動物の習性等を理解して適正に飼おう」

#### (1) 県民や飼い主への適正飼養及び管理の啓発（最重点事項）

##### ア 適正飼養の普及

県は、動物の飼養開始に当たり、動物愛護管理法をはじめとした法令等について丁寧に説明しながら、遺棄・虐待はしてはいけないこと、犬猫は寿命が長いいため飼い始める前に10年先、15年先を見据えて考える必要があることなど、終生飼養をする上で知っておくべき知識や心構えについて学ぶ講習会に加えて、動物を飼っている方への飼い方教室等を充実します。

実施に当たっては、これまで行ってきた来場形式の講習のほか、インターネットへの動画配信などのコンテンツを充実することで、動物を最後まで適正に飼うための学習機会を広げていきます。

##### イ 外国人への啓発推進

県内には南米やアジア地域を中心に6万人を超える外国人が居住しており、近年増加傾向となっています。

ペットを飼う外国人の中には、言葉の問題から関係法令等についての理解が不十分な者も多いため、外国人向けのチラシやリーフレット等を作成し、飼い主責任の効果的な周知を推進していきます。

##### ウ 猫の屋内飼養の推進

外猫による糞尿被害をはじめとした生活環境の悪化問題、猫の健康や安全維持及び人と動物の共通感染症対策の観点から、猫の屋内飼養の重要性を広く県民に周知し、徹底するよう推進していきます。

##### エ 無計画な繁殖防止

飼い主等に対し、犬や猫の生理について理解を促すとともに、改正動物愛護管理法を踏まえ、飼い主は適正に動物を飼えるよう早期に避妊去勢手術を実施すること等により繁殖防止をする義務があることを積極的に周知します。

##### オ 多頭飼育崩壊の防止

多頭飼育問題については、飼い主の経済的困窮や社会的孤立等の問題が複雑に絡んでいることから、県では、国が策定する多頭飼育対策に関するガイドラインを参考として市町村の福祉関係部局等との連携体制を整備し、協力してこの問題に取り組みます。

##### カ 虐待問題への対応に関する連携強化

動物への虐待を探知した際の通報が獣医師に義務づけられたことを踏まえ、県及び中核市では通報窓口を設置し、（公社）群馬県獣医師会や警察等関係機関と連携し対応します。また、虐待事案に対し、客観的な判断ができるよう具体的事例や科学的知見の収集、活用を行

います。

#### キ 逸走・咬傷事故の防止

県内でも、依然として犬猫等ペットの逸走に起因する犬猫の収容や住民等の咬傷事故が発生しています。飼い主責任として、必要な具体的な対策等について周知していきます。

#### ク 所有明示措置の推進

改正動物愛護管理法において、犬猫を飼養する個人へのマイクロチップ装着の努力義務が課されたことを踏まえ、所有明示の必要性について啓発し、理解を促します。また、屋内飼養であっても、逸走時・災害発生時の所有明示のために首輪等の装着は不可欠であることの周知を進めていきます。

#### ケ 犬の登録及び狂犬病予防接種の徹底

犬の飼養希望者や飼養者に対し、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防接種の必要性について引き続き周知を行います。

#### コ 猟犬等の適正な管理の推進について

県内では、毎年山間部地域において猟犬と思われる犬が収容されていることから、関係機関と協力し、適正管理について周知を推進するとともに、近隣県と収容犬の情報共有に努めます。

### (2) 不適正飼養者等への監督強化（最重点事項）

不適切な飼養等に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態や、動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認められる場合には、報告徴収又は立入検査が可能となったことを踏まえ対応するとともに、市町村関連部局や警察等との一層の連携を図っていきます。

行政の指導に従わない悪質なケースについては、必要に応じ勧告や措置命令などの行政処分を検討します。

### (3) 所有者等のいない猫対策の推進（最重点事項）

#### ア 所有者等のいない猫への適切な対応

「飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫対策ガイドライン」を活用し、所有者等のいない猫への後先を考えない無責任なえさやりは、それら猫が無制限に繁殖する原因となり、地域の環境を悪化させてしまうことを丁寧に周知します。

#### イ 飼い主のいない猫対策支援事業の推進

県は、市町村や関係団体等と連携し、地域猫活動の実施を希望する地域に対し積極的に支援するとともに、登録地域が適正に地域猫活動を運営できるよう助言等を行っていきます。

#### (4) 動物取扱業の適正化

##### ア 動物取扱業者への監視・指導強化

動物取扱業者に対して定期的に立入検査を行い、改正動物愛護管理法に基づき施設の衛生状況、動物の管理状況並びに運営に関する記録を確認し、適正に運営されているかどうかを確認します。不適切事項があった場合には改善指導を行うとともに、必要に応じ同法に基づく厳正な対応を行います。

##### イ 動物取扱責任者の資質向上

新しい生活様式を踏まえた研修の実施方法を検討し、引き続き動物取扱責任者研修会などで、法令等の最新情報や事業者が特に関心を持っている内容を取り上げて研修を行い、動物取扱責任者の資質向上を図ります。

##### ウ ぐんま犬猫パートナーシップ制度と動物取扱業者の主体的取組の推進

県と一定の基準を満たす動物取扱事業所が協働し、より多角的な視点から県民や飼い主等へ適正飼養や終生飼養に必要な助言を行う「ぐんま犬猫パートナーシップ制度」を推進します。この制度をはじめとして、県は、動物取扱業者の一層の適正化と飼い主等へ主体的にサポートする取組を支援します。

#### (5) 特定動物（危険な動物）の適正な飼養・保管

愛玩目的での特定動物の新たな飼養ができなくなったことや特定動物の交雑種についても規制対象となったことを現地調査時のほか、ホームページ等により情報を周知し、法令の遵守を徹底します。

また、特定動物の逸走は地域の生態系の悪化や住民へ重大な危害を与えるおそれがあることから、引き続き飼養基準の遵守及び飼養設備の適切な管理を行うよう指導していきます。

#### (6) 実験動物・産業動物の適正な取扱い等の推進

##### ア 実験施設等での動物の適正な取扱いの啓発

動物を用いた試験等を行う施設を把握し、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（環境省告示）の遵守を啓発するとともに、苦痛の軽減（Refinement）、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）の「3Rの原則」の取組を促します。

##### イ 産業動物の適正な取扱いの推進

引き続き農政部局等の関係機関や関係団体等と連携し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（環境省告示）の遵守を啓発します。国内のCSF（豚熱）や鳥インフルエンザ等の、家畜及び家きんへの防疫対策等の周知に協力していきます。

## めざす姿3：「殺処分のない社会」

### 行動指針3：「動物の命に責任を持とう」

#### (1) 殺処分の戦略的な削減（最重点事項）

##### ア 収容動物の分類による具体的な対策の推進

動物愛護管理基本指針における殺処分の分類に関する考え方に基づき、①治療困難な病気や譲渡することが適当でない性格を有する個体、②病気や性格に問題はないが施設の収容能力を超え管理しきれない個体、③収容後に死亡した個体の3つに区分して、それぞれの区分に応じた具体的な対策を検討します。特に収容能力を超え管理しきれない個体を中心に、改善に向けて取り組んでいきます。

##### イ 犬猫の引取りにおける事前相談の強化

飼い主から引取相談に至った理由を詳しく聞き取るとともに、終生飼養に関する飼い主責任について丁寧に説明します。その上で、引取り以外の解決方法を提案し、安易な飼養放棄を予防します。また、事前相談における種々の提案に必要な動物愛護団体等との連携も図ります。

この取組により、分類①及び③を含む全ての犬猫の生存機会の向上を図ります。

##### ウ 収容動物返還の促進

収容動物の返還に当たっては、引き続き所有明示の実施を指導し、再発防止を図ります。

その中でも、特に改正動物愛護管理法により飼い主の努力義務とされたマイクロチップについて、「一生に1度の装着でよい」「鑑札の代わりとして認められる」という特徴や有用性を説明するとともに、再発防止を図るために、実効性のある指導や報告徴収などの取組を検討していきます。

また、市町村や警察で動物を保護した際に、飼い主に迅速に返還できるよう連携を図っていくほか、引き続き収容動物の保管期間の延長を検討していきます。

##### エ 譲渡の推進

譲渡適正がある動物の譲渡を一層推進し、殺処分となる動物の減少に努めていきます。譲渡の推進に当たっては、譲渡動物のホームページへの掲載内容を充実するほか、ぐんま犬猫パートナーシップ制度登録店舗との連携により譲渡事業の多角的な周知を図ります。

動物の譲渡に当たっては、引き続き面談等による飼養環境等の確認をするとともに、譲渡希望者の環境に合った犬猫の紹介を強化するとともに、動物愛護団体と協力体制を充実することで、より広域の譲渡希望者への適正譲渡を推進します。

また、特に引取りした猫を譲渡が可能となるまで育てるミルクボランティアを募り、幼若動物の生存機会の向上に努めます。

## (2) 負傷動物の収容体制の確保

引き続き、負傷動物の応急処置や一時収容について、(公社)群馬県獣医師会等と連携して取り組んでいくとともに、動物の状態を考慮しながら、返還のための情報を適切に提供します。

### ～飼い始めてから看取るまで、行政の支援体制の紹介～

ペットを飼っている方、飼いたいけど心の準備ができない方へ

#### ○譲渡前講習会



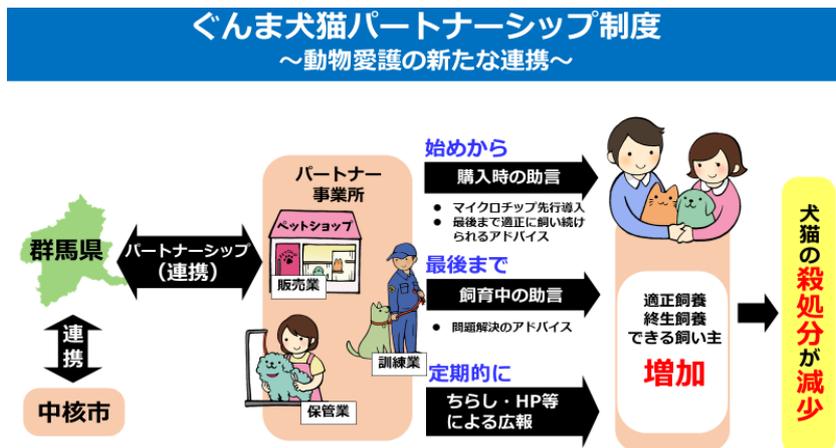
ペットを最後まで飼うために必要な準備は、希望者の年齢や家族構成、自宅の環境等により様々です。

行政にはペットに関する様々な相談やトラブルが寄せられるため、行政が行う講習や面接では、実際の事例に基づいた説明を受けることができます。

受講後の譲渡動物とのお見合い時や譲渡後の相談にも対応しています。



#### ○ぐんま犬猫パートナーシップ制度



令和2年12月1日にスタートした動物取扱業者と協力して行う新しい事業です。協力店舗を利用するお客さんを中心に、「動物の命を大切にすること」「適正に最後まで責任を持って飼うこと」を説明していただいたり、事業者の持つ豊富な知識を活かしたアドバイスをしていただいたりしています。

このように、協力店舗には、飼養中のペットの悩みごとについてアドバイスをもらいながらサービスを受けられるというメリットがあります。

また、県が作成した啓発資料や事業案内のちらしやリーフレットの配布やお店のホームページでの情報提供など、周知の御協力もいただいています。

## めざす姿4：「ペットと一緒に災害を乗り越えられる社会」

### 行動指針4：「災害に備えよう」

#### (1) 災害に備えた動物救護体制の構築

##### ア 関係団体との協力関係の構築

実際に災害が起きたときに備え、県や中核市を中心に、市町村や（公社）群馬県獣医師会等の関係機関と連携し適切な行動がとれるよう、動物救護本部の体制整備を図ります。

また、県は、動物愛護団体等と協力できる活動に関する協定書等の締結を検討するなど連携強化を図り、きめ細かい動物救護活動が実施できるよう体制づくりに努めます。

##### イ 同行避難の推進

避難所を運営する市町村に対し、円滑な同行避難が進むように、県民向けの災害対策ガイドラインを策定し、広く周知啓発を行うとともに、技術的な助言等を統一かつわかりやすく実施するなど効果的に活用します。

#### (2) 飼い主等への災害対策の周知

##### ア 正しいペット防災知識の周知

引き続き関係機関等と連携し、日頃からの備えの大切さを周知し、同行避難に必要な災害対策情報について、インターネットを活用した動画やデータ配信のほか、啓発資料の配布により提供していきます。特に、飼い主には、速やかに同行避難の行動をとるための基本的事項から避難所で生活する上で必要な他者への配慮事項にいたるまで、正しい理解を促していきます。また、ペットを飼養していない住民に対しても市町村と連携し、避難所でトラブルにならないよう同行避難について啓発し、理解の醸成を図ります。

##### イ 同行避難訓練の実施

関係団体等と協力してペットの同行避難訓練を企画し、実施します。

また、市町村が同行避難訓練等を実施する場合には、技術的助言などの支援を行います。

#### (3) 事業者等への災害対策の周知啓発

##### ア 動物取扱業者への周知

日頃からのペット用品の備蓄や災害時における避難場所の確保、逸走防止のほかに、地域における業者間の協力体制構築の重要性について、動物取扱業に関する申請、届出相談時や施設監視などを行う際に説明し、周知を進めていきます。

##### イ 特定動物飼養者等への周知

災害時の逸走防止を目的とした、飼養施設の保守点検の実施等の周知徹底を図ります。

##### ウ 産業動物の災害対策

農政部局等関係機関や団体等と情報共有を図り、災害時における対策を検討します。

## めざす姿5：「人と動物がともに健康に暮らせる社会」

### 行動指針5：「人と動物の共通感染症を知ろう」

#### (1) 人獣共通感染症の周知啓発

##### ア 調査研究の推進

県衛生環境研究所のほか、（公社）群馬県獣医師会や大学等と連携し、動物由来感染症等に関する調査・研究をはじめ、対応するために必要なガイドラインの整備や人材育成に取り組みます。

##### イ ペット飼養に対する衛生管理の啓発推進

身近なペットにも人が感染する病気が潜んでいることや、高齢者にとって死に至ることもあるSFTS（重症熱性血小板減少症候群）などの感染症の予防として、ノミ・ダニを始めとした感染症を媒介する生物への適切な対応が重要であることを引き続き周知しつつ、感染症対策を踏まえた適切なペットとの接し方を啓発していきます。

家庭だけでなく、ペット同伴可能な施設に対しても、衛生管理の重要性について啓発を行い、関係団体等と協力しながら感染症発生防止に取り組んでいきます。

##### ウ 動画等による多角的な情報提供

関係機関や（公社）群馬県獣医師会等と連携し、人と動物の共通感染症に関する情報を提供します。情報提供に当たっては、従来の講習会やチラシ等啓発資料の配付、ホームページへの掲載といった方法に加えて動画の配信等を検討し、多角的に啓発を推進していきます。



## <参考>用語集

用 語	説 明
動物愛護センター等	動物愛護管理法に規定する動物愛護管理業務を行う施設のこと。 県内には、以下の施設がある。 ○群馬県動物愛護センター ※管轄地域は前橋市・高崎市を除く県内地域 (本所:玉村町、北部出張所:渋川市、東部出張所:太田市、西部出張所:富岡市) ○前橋市保健所(前橋市) ※管轄地域は前橋市 ○高崎市保健所○高崎市動物愛護センター(ともに高崎市) ※管轄地域は高崎市
犬の収容	住民等からの依頼により、動物愛護センター等で犬を収容すること。
犬猫の引取り	動物愛護管理法に基づき、飼い主のやむを得ない事情により飼えなくなったり、所有者の判明しない犬猫を動物愛護センター等で引き取ること。
犬の返還率	動物愛護センター等が収容した犬のうち、飼い主に返還した割合。
犬の譲渡率	動物愛護センター等が収容又は引き取った犬を譲渡した割合。
猫の譲渡率	動物愛護センター等が引き取った猫を譲渡した割合。
負傷動物	動物愛護管理法で定められた、道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかったり若しくは負傷した犬猫等の動物のこと。
特定動物	クマ、ニホンザル、マムシ、ライオン等、人の生命、身体又は財産に害を与えるおそれのある動物のこと。飼養・保管を行う者は、事前に許可を受ける必要がある。
動物取扱業	動物愛護管理法の規定による第一種及び第二種動物取扱業をいう。 【第一種動物取扱業】 ○販 売 ペットショップ、ブリーダー等 ○保 管 ペットホテル、ペットシッター等 ○貸出し ペットレンタル業者等 ○訓 練 訓練、調教業者 ○展 示 動物園、サーカス等 ○競りあっせん業 会場を設けて行う動物オークション ○譲受飼養業 有償で動物を譲り受けて飼養を行う事業者 【第二種動物取扱業】 動物愛護団体の動物シェルター、公園等での非営利の展示等
動物取扱責任者	動物取扱業の施設において、その業務を適正に実施するために事業所ごとに選任された者。
人と動物の共通感染症	動物から人へ、人から動物へ感染する病気の総称。 「人獣共通感染症」「ズーノーシス」「動物由来感染症」等ともいう。
狂犬病	人と動物の共通感染症の一つで、狂犬病ウイルスが原因。すべての哺乳類に感染し、感染した動物に咬まれることにより人に感染。人も動物も発症するとほぼ100%死亡するが、ワクチンにより予防が可能。
所有明示措置	鑑札、名札、マイクロチップ等の装着により、個体識別ができるようにすること。
マイクロチップ	生体適合ガラスで覆われた電子標識器具で、迷子になった時や災害時等の個体識別に有効。動物の皮下に注射し、専用のリーダー(読み取り機)でデータを読み取る。
同行避難	災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること。同行避難とは、ペットとともに移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。
動物愛護管理担当職員	動物愛護管理法で規定される、専門知識を有し、動物の愛護及び管理に関する事務を行う地方公共団体の職員のこと。 県内では、群馬県、前橋市及び高崎市それぞれの条例の中で、当該職員を「動物愛護管理職員」として規定している。

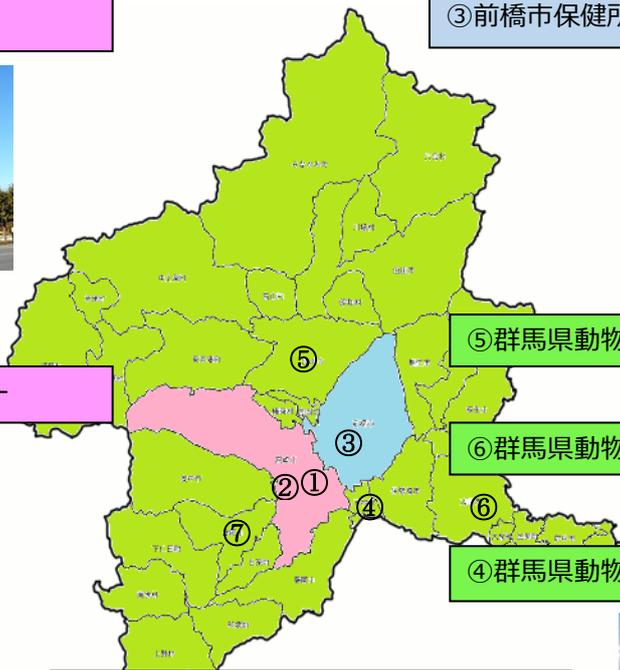
①高崎市保健所



③前橋市保健所



②高崎市動物愛護センター



⑤群馬県動物愛護センター 北部出張所

⑥群馬県動物愛護センター 東部出張所

④群馬県動物愛護センター本所

⑦群馬県動物愛護センター 西部出張所



連絡先

群馬県動物愛護センター本所	〒370-1103	群馬県佐波郡玉村町樋越 305-7 TEL 0270-75-1718 FAX 0270-65-3379
群馬県動物愛護センター北部出張所	〒377-0027	群馬県渋川市金井 394 TEL 0279-25-8852
群馬県動物愛護センター西部出張所	〒370-2454	群馬県富岡市田島 343-1 TEL 0274-67-7677
群馬県動物愛護センター東部出張所	〒373-0033	群馬県太田市西本町 41-34 TEL 0276-55-0731

前橋市での御相談は

前橋市保健所	〒371-0014	群馬県前橋市朝日町 3-36-17 TEL 027-220-5777 FAX 027-223-8835
--------	-----------	--

高崎市での御相談は

高崎市保健所	〒370-0829	群馬県高崎市高松町 5-28 TEL 027-381-6116
高崎市動物愛護センター	〒370-0867	群馬県高崎市乗附町 2747 TEL 027-330-2323